令和3(2021)年度事業計画書

(令和3年4月1日~令和4年3月31日)

公益財団法人那須塩原市農業公社

目 次

Ι	基本方針•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	p]
π	実施計画・	•	•		•	•		•	•	•	•	•										n	2	\sim	n	7

令和3年度 公益財団法人那須塩原市農業公社事業計画

I 基本方針

公益財団法人那須塩原市農業公社は、栃木県那須塩原市において農地利用集積 円滑化事業その他担い手の確保・育成等農業構造の改善に関する事業を行い、農 業の生産及び販売基盤を強化し、農業の振興及び消費者への食の安定供給を図り、 もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的として次の事業を行う。

- (1) 農地利用集積円滑化事業
- (2) 農業者研修育成事業
- (3) 認定農業者育成事業
- (4) 農林業施設の管理運営事業
- (5) 都市農村交流促進事業
- (6) 農業情報の収集、分析及び提供事業
- (7) 地域農産物の研究開発及び商品化
- (8) チャレンジファーマー事業 (新規就農研修事業、無料職業紹介事業含む)
- (9) その他目的を達成するために必要な事業

Ⅱ 実施計画

1 農地利用集積円滑化事業【公1】

農地バンク法の改正により令和2年4月1日から従来の農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合されたことを受け、本公社において扱う農地の貸借等に係る事業は次の①の農地中間管理事業と②の利用権設定等促進事業となる。

なお、従来の農地利用集積円滑化事業において令和3年4月1日以降に終期を 向かえる契約については、その都度、農地中間管理事業等への移行を図ることと する。

①農地中間管理事業

事業の実施主体である栃木県農業振興公社(栃木県農地バンク)から農地の貸借業務と特例事業である売買業務の一部を受託して、市内における農地の更なる集積および集約化に向けた取組を実施する。

また、令和3年4月から実質化される人・農地プランに基づき、新たな農地の 出し手と借受け希望者の掘り起こし及びマッチングに取り組むほか、本事業の推 進員による機動的なPR活動等を農地利用最適化推進員との連携をもとに実施 する。

農地の出し手に対する支援策である機構集積協力金の運用に当たっては制度 内容を分かりやすく伝えた上で、要件の確認や調査業務等を適正に実施する。

②利用権設定等促進事業

農地中間管理事業によらない農地所有者と農地の借り手の間で利用権の設定 を行う契約については、適宜相談及び受付等に応じ、農地の有効活用を促す。

2 農業者研修育成事業【公1】

①講演会、研修会の開催

経営管理能力の向上や農業農村の活性化、農業の持続的発展を図るため、適 宜、有益かつ有効な最新の情報や技術習得の場を農業者に提供すべく、講演会、 研修会、講習会等を開催する。

②農業者海外研修派遣

今後見込まれる農産物等の貿易自由化に向けた生産性の効率化や、農業の大規模化等、国際化の進展に対応できる優れた担い手を育成するため、次世代を担う農業者を対象とした海外研修への派遣支援を行う。

③農村生活研究グループ協議会活動

市内の女性農業士や女性農業委員、女性認定農業者等で構成する農村生活研究グループ協議会の活動として、各小学校等へ出向き「おにぎり作り体験講座」などの食育活動や地産地消メニューの開発、レシピ集の発行等を行う。

3 認定農業者育成事業【公1】

① 農業経営改善計画書の作成支援及び審査

国の施策や支援制度が認定農業者等を中心に展開されることから、経営感覚に優れ、効率的かつ安定的な農業経営を目指す中核的農業経営体を認定農業者として誘導し、農業経営改善計画の作成支援を実施する。加えて関係機関と連携を密にしながら、農業経営改善計画の適正な審査に努め、認定農業者の確保及び新規認定農業者の発掘に努める。

②認定農業者の育成・支援及び認定農業者の会の運営

認定農業者の資質向上や相互交流、各種情報の周知等を目的として組織する 認定農業者の会の事務局として、先進地視察研修会や地域事業の開催、講演会や 農業者担い手サミットへの参加等、会員が自主的に様々な活動に取り組むこと ができるよう支援を行う。

② 青年等就農計画認定審査

農業者の高齢化に伴い新たな担い手の確保が急務となる中、意欲ある農業後継者や青年等就農者を認定新規就農者として誘導し、青年等就農計画書の作成支援を実施する。加えて関係機関と連携を密にしながら、青年等就農計画の適正な審査に努め、認定新規就農者の確保及び発掘に努める。

4 農林業施設の管理運営事業【公2】【収1】

① 青木ふるさと物産センター管理運営【公2】

青木ふるさと物産センターの指定管理者として、市ブランド品の紹介及び地域の情報発信を行うとともに、道の駅「明治の森・黒磯」を訪れる人々に憩いの場所を提供するため、適切な維持管理及び運営に努める。

また、施設への更なる誘客を図るため感謝祭や収穫祭等のイベントを開催する。

② 道の駅「明治の森・黒磯」維持管理業務【収1】

市から委託を受け、トイレ、駐車場、自動車用急速充電器などの道の駅施設の 良好な維持管理に努める。また、訪れる人々に憩いとやすらぎの場所を提供す るため、ハンナガーデン等に季節の花を植栽するとともに緑の森の適切な維持 管理に努める。

③ とちぎ明治の森記念館(旧青木家那須別邸)維持管理業務【収1】

那須野が原の開拓の歴史を物語るとともに、ドイツの建築技術を用いた貴重な現代建築物として国指定重要文化財であり、日本遺産の構成文化財である旧 青木家那須別邸の適切な管理に努める。

④青木ふるさと物産センターにおける収益事業【収1】

青木ふるさと物産センター内の物産販売コーナーを使用し、市の特産品の受 託販売及び牛乳、酒等の仕入れ販売を行う。

5 都市農村交流促進事業【公1】

① ふれあい農園管理

市街地内遊休農地の有効活用を図り、市民に「農業」と「食」への理解を深めていただくこととを目的に「ふれあい農園」事業を実施し、農業と触れ合う場の提供に努める。

また、農園利用者の相談に実地で応じる出前講習会を実施し、利用者の栽培技

術の向上や利用拡大に努める。

② 農業体験交流

農村資源を有効活用した都市と農村との交流事業として、認定農業者の会との 共催による市内小学生の親子を対象とした農作物収穫体験や、市民を対象とした 農業体験の開催を通じて農家との交流を図る。また、道の駅を発着とする田園ウ オーキングを開催し、農村の魅力を発信していく。

6 農業情報の収集、分析、提供事業【公1】

農業経営の改善に資する農業関連の情報の収集、分析及び提供を行う。

栃木県、那須塩原市、農業関係機関・団体等との連携を密にし、農用地や農業全般の情報、講演会、研修会の情報等を市の広報、チラシ等の配布、ホームページやフェイスブックにより広く提供する。

併せて、今後の時代変化や市民ニーズに沿った事業の可能性について調査研究 を行う。

7 地域農産物の研究開発及び商品化に関する事業【公1】

地域の資源を活用した特産品を開発するための調査研究を行い、農産物の付加価値を高め、農家所得の向上と農村の活性化を図るため次の事業を行う。

- ① 地元農産物を使用した特産品の試作、研究開発
- ② 市ふるさと納税返礼品を中心としたギフト作り
- ③ 様々なツール活用による販売の推進

8 チャレンジファーマー事業【公1】

農業に関心がある市民や、就農を希望する若年者等を対象に、新たな農業者の確保・育成を目的とした研修事業及びその他関連事業を実施するほか、地域農業の活性化を図るべく無料職業紹介事業を実施する。

① 新規就農研修事業 (総合研修)

(ア) 基礎コース

園芸作物の栽培技術の基本的内容を中心とした講義と実習による研修

(イ) おためしコース

品目選定を目的に市内の農家等でお試し的に農業を体験する研修

(ウ) 応用コース

市内の農家等での栽培技術・機械操作の実習と関係機関等での経営管理に 係る講義による概ね1年間の研修(農業次世代人材投資事業の準備型に対応)

(エ) 実践コース

基礎コース修了生等を対象に、公社が賃貸借している農地での栽培と産直 販売等を実践する研修

(オ) インターンシップコース

市内の農家等で収穫体験等を中心とした研修

② その他関連事業

新規就農研修事業に関連する事業として、新規就農相談会、農業就農体験会、 農業機械基礎講習会、若手農業者との交流会などを開催する。

③ 無料職業紹介事業

無料職業紹介事業所として基礎コース修了者等の活用を推進するため、JAなすの無料職業紹介事業等と連携し、労働力を必要とする農家との積極的なマッチングを行う。

9 その他目的達成に必要な事業

その他公社の目的を達成するために必要な事業の推進を図る。

① 公益法人制度の適正な事務の推進

(ア) 遵守事項

事業運営において、公益目的事業の収支相償、公益目的事業比率、遊休財産額保有制限、寄附募集に関する禁止行為、収益事業等の区分経理、役員等報酬等

の支給基準等を遵守する。

(イ) 情報開示

公益法人として、社会に対する情報開示が求められるため、毎事業年度の事業報告、財産目録、役員等名簿、理事・監事及び評議員に対する報酬の支給の基準を記載した書類、運営組織及び事業活動状況の概要等に関する書類を作成し、これらの書類を5年間主たる事務所に備え置く。また、ホームページにて情報を開示する。

(ウ) 事業報告等

毎事業年度経過後3か月以内に(事業計画書、収支予算書等の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに)、財産目録等を行政庁(栃木県生産振興課)に提出する。

② その他目的達成に必要な事業の推進